**幕別町事業継続緊急支援事業補助金**

北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付を受けている町内に本店を有する中小・小規模事業者及び町内に住所を有する個人事業者に支援金を給付します。

１ 支給金額 中小・小規模事業者　　一事業者あたり 10万円

　　　　　　　個人事業者　　　　　　一事業者あたり 5万円

２　交付対象事業者(次の①、②、③のいずれにも該当するもの。)

1. 町内に本店を有している中小・小規模事業者及び町内に住所を有する個人事業者
2. 北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付を受けている中小・小規模事業者または個人事業者
3. 令和３年11月から令和４年10月までの売上高が、平成30年11月から令和２年３月までの同月の売上と比較して20％以上減少し、かつ中小・小規模事業者は月の減収額が20万円以上、個人事業者は月の減収額が10万円以上のもの

３　提出書類

1. 幕別町事業継続緊急支援金交付申請書（様式１号）
2. 北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定書の写し
3. 北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の申請書の控え、もしくは、月単位の売上がわかる書類等の写し（売上台帳等）
4. 振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

【郵 送 先】〒089-0692　幕別町本町130番地1　幕別町経済部商工観光課

【窓口提出】役場２階商工観光課、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所

４　お問い合わせ、申請書請求先

幕別町経済部商工観光課　電話 0155-54-6606　【平日8：45～17：30】

申請書は幕別町ホームページからダウンロードすることができます。

**役場職員をかたる詐欺にご注意ください。**

職員が、訪問し通帳や重要書類をお預かりしたり、口座番号や暗証番号を聞くことはありません。

****

**パークゴルフとナウマン象のまち幕別町**